



さっぽろオータムフェスト2023 大通8丁目会場

さっぽろ大通 ほっかいどう 市場

Sapporo Odori Hokkaido Market

9月8日(金) ▶ 9月30日(土)

- 第1期 9月8日(金) ▶ 12日(火)
- 第2期 9月15日(金) ▶ 19日(火)
- 第3期 9月22日(金) ▶ 26日(火)
- 第4期 9月28日(木) ▶ 30日(土)

【出店者募集要項】

novello

TOTAL COMMUNICATION

株式会社ノヴェロ

さっぽろ大通ほっかいどう市場 企画趣旨



さっぽろ大通 ほっかいどう市場

Sapporo Odori Hokkaido Market

「北海道・札幌の食」をテーマとして2008年から始まった「さっぽろオータムフェスト」は、北海道を代表する「食」のイベントとしてこれまで歩みを重ねてきました。しかしながら、2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年以降の2年間は、大通公園での実会場開催を見送りました。そうして迎えた2022年は、感染防止対策を実施して、3年ぶりに大通会場での開催が実現し、秋の恒例イベントの再開を待っていた多くの来場者でにぎわいました。

新型コロナウイルスの感染状況は現在も収束はしていないものの、「ウィズコロナ」を見据えた回復の動きは各方面においてさらに本格化しつつあります。さっぽろオータムフェスト大通8丁目会場におきましても、感染防止対策に配慮しながら、さまざまな企画内容や運営方法をブラッシュアップし、ウィズコロナ時代の「さっぽろ大通ほっかいどう市場」の開催に向けて準備を進めているところです。

大通8丁目会場がこれまで以上に「多くの市町村に参加いただける会場」「各地域の魅力をより発信していただける会場」となることを目指して、開催準備を進めてまいりますので、本要項をご一読くださいましたうえで、2023年大通8丁目会場へのご出店につきご検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。



<写真は過年度開催時の実施状況>

今回の開催における重要留意点について

- 「さっぽろオータムフェスト2023 大通8丁目会場」の開催において重要となる留意点について、下記のとおり整理しました。内容をご確認のうえ、ご対応をお願いいたします。

項目	概要	備考
1：メイン食材の産地表示	各出店者が提供する商品につき、メインとなる食材については、産地を表示したうえでの提供・販売が必要となります。	※表示方法の詳細は、別途、ご案内いたします。
2：ストックテントについて	出店者の食材等の保管については、従来の「保管代行」に代わって、今回は「ストッカースペースを無償で提供し、冷凍・冷蔵ストッカーのレンタル(有償)を実施する」方法で行います。	※各ブース用の冷凍・冷蔵ストッカーのレンタル(有料)は継続して実施します。
3：「牡蠣」の出品について	<p>▼オータムフェストでの「牡蠣」の提供は大通8丁目会場のみ認められています。ただし同じ時期に提供できるブースは2ブースまでとし、「牡蠣そのものを特産品とする市町村を優先」とします。また、その市町村の地元産牡蠣を販売することを厳守してください。</p> <p>▼牡蠣を提供する場合は、「生食用の牡蠣」を十分に加熱して提供するものとします。(生での提供は不可)</p> <p>▼工場において加熱調理済の牡蠣を提供する場合は、オータムフェストの全会場において制限なしとなっています。</p>	※出店申込にあたって、牡蠣販売がある旨の申し出が必須となります。同じ出店期間に2ブース以上が重複する場合は、会場管理者が調整いたします。
4：アレルギー物質を含む食材の表示について	<p>▼アレルギー物質を含む食品を提供する場合は、申請と表示が必要となります。</p> <p>▼大通8丁目会場で食品を扱う全出店者(飲食ブース、物販ブース、試飲・試食を実施するブース)に配布する、統一フォームのPOP書式に該当事項を記入し、表示を行ってください。</p>	※表示の必要な食品の申請、表示についての詳細は、別途、ご案内いたします。
5：提供食器等の脱プラ素材化 ※P8に詳細記載	大通8丁目会場出店ブースにおける提供食器や箸、スプーン、フォーク等については、 脱プラ素材の使用を義務化します。	※紙、木材など環境に配慮した素材のもの
6：食の安全管理徹底	出店期間中に使用する食材や販売商品の消費期限・賞味期限について、期限の遵守、保管・管理を徹底して行ってください。	
7：出店規約	規約内容にご同意のうえでお申し込みください。より安全・安心、円滑な会場設営・運営に向けて、出店規約に記載の内容が追加・変更されている部分があります。	
8：出店留意事項	1つのブース内での販売・運営が複数の団体・企業等にわたる場合は、市町村名義または観光協会・商工会等の団体名義、出店者の代表名義での申請が必要となります。	※保健所への申請方法の変更に伴う留意部分となります。
9：食品衛生責任者資格保有者の設置義務	<p>▼2021年6月の食品衛生法改正により臨時営業制度も改正となり、食品を取り扱う全てのブースにおいては「食品衛生責任者の常時の設置」が義務化されています。</p> <p>▼出店ブースの運営・販売を市町村が行う場合であっても、食品衛生責任者の設置が必要となりますのでご注意ください。</p>	
10：保健所への営業許可申請 ※P6に詳細記載	▼営業には1店舗につき1申請として、飲食営業許可申請費用(臨時)が3,000円が必要となります。	※申請自体は会場管理者がとりまとめて手続します。申請手数料等の経費は出店者各位の負担となります。
11：電気料・水道設備使用料	<p>▼電気料=基本設備「100v×1500w + 2口コンセント1箇所」を超える場合は、追加電気工事費が必要となります。</p> <p>▼水道=①通期出店者ユニットハウスは「水道設備使用料1日当たり1,000円(税別)」が必要、②通期出店者テントブースにシンクを設置する場合は「別途20,000円(税別)」と「水道設備使用料1日当たり1,000円(税別)」が必要、となります。</p>	

■ 臨時営業許可申請の取り扱い変更について

2021年6月の食品衛生法改正に伴い、臨時営業許可に関わる制度内容や取り扱いについても変更となっています。改正・変更の柱は下記内容となっておりますので、ご確認のうえご対応をよろしくお願いいたします。

事項	改正・変更の概要	備考
1：営業区分の変更	従来「飲食店営業」「菓子製造業」「喫茶店営業」区分は、品目に関わらず「飲食店営業」に統一	手数料は3,000円
2：「届出」のみで可能な販売 ※営業許可証交付なし	包装食肉販売、包装魚介類販売、食品販売業（弁当等）、生鮮食品販売、包装された加工食品販売（消費期限表示のもの、冷凍・冷蔵保存のもの）は、営業許可申請は不要となり、届出様式に記入し営業区の保健センターに届出を提出	▼手数料は無料。 ▼従来は手続き不要であった「野菜・果物販売」は左記の生鮮食品販売に該当するため「 営業届出 」が必要
3：食品衛生責任者の設置義務	上記の「1」「2」の対象となる すべての食品取扱施設において、「食品衛生責任者の設置」を義務化	

<従来制度と改正後の制度との比較整理>

	品目・営業の内容	改正前	改正後	備考
1	食品を調理又は客に飲食させる営業	飲食店営業での臨時営業許可申請	「飲食店営業」での臨時営業許可申請	1ブース内で「飲食店営業」と「菓子製造」を行う場合、これまでは2区分=6,000円での申請が必要でしたが、改正後は1区分3,000円の取り扱いとなります。
2	ケーキ、クッキー等の菓子類、パン及び餅の製造	菓子製造業での臨時営業許可申請		
3	酒類以外の飲み物又は茶菓（ソフトクリーム含む）を提供する営業	喫茶店営業での臨時営業許可申請		
4	直接飲用される牛乳や乳飲料等を販売	乳類販売業での臨時営業許可申請	保険センターへの届出	
5	獣鳥の生肉（骨、内臓を含む）を販売	食肉販売業での臨時営業許可申請		
6	鮮魚介類（冷凍を含む）を販売	魚介類販売業での臨時営業許可申請		
7	弁当等の食品販売	食品販売業での臨時営業許可申請		
8	生鮮食品販売（野菜・米など）	手続き不要		
9	包装された加工食品＝消費期限表示または冷蔵・冷凍保存の食品	手続き不要		

■ 大通8丁目会場のコンセプトについて

大通8丁目会場は、北海道内各地域のこだわりの素材や特産品展示・販売を通じて、各市町村のPRや地域振興及び活性化を目的としております。会場コンセプトに合致した内容での出店をお願いいたします。

■ 出店申込について

出店のお申し込みは、大通8丁目会場専用サイトで必要事項をご入力いただく方法となります。専用サイトでの入力は、大通8丁目会場が「北海道内各市町村のPRや地域振興、活性化を会場コンセプト」としていることから、基本的に市町村・団体（観光協会等）のご担当者に行っていただく形となります。

■ 出店条件について

※出店に当たっては下記内容を遵守していただきます

出店内容、販売商品は大通8丁目会場の会場コンセプトに合致していることが条件となります。また出店内容、販売商品の内容によっては、実行委員会との協議のもと、出店をお断わりする場合がございますのでご了承ください。

1.各市町村がさっぽろオータムフェスト大通8丁目会場に出店を認めた出店者又は特産品

- 販売する商品は出店圏域内に所在する企業・団体・個人が生産・製造・加工を行っている商品であること。その地域を代表する商品又は地域の歴史や文化に密接した関わりがあること。
- 販売価格が「地元での価格」と同程度であること。
- 販売する商品について、責任者・責任の所在が明確であること。
- 販売する食品については、JAS法などの規定を順守した製造・表示を行っていること。
- 販売する商品、食品は産地偽装、不当表示等の不正行為が無いもの。
- 販売する商品は、販売許認可等の申請が必要な場合は、届け出がされているもの。

■ 提供商品について

① 1ブースが、申請・提供できる商品は**最大10品**とします。ただし、調理を伴わない野菜、包装済製品の販売は品数に含めません。

※申請内容によっては、会場管理者側から、品数計数方法について協議をさせていただく場合がございます。

② 提供する商品については、メイン食材に必ず北海道産食材を使用するか、「北海道の食文化である」または「地元根付いたご当地グルメ」であるものとし、メニューの食材の産地を明記してください（北海道の食文化、ご当地グルメ、である場合は、産地の明記は必須といたしません）。

③ 生モノは提供商品から除外いたします。

④ 「北海道の食」に無関係な物販出店は原則として認められません。

⑤ オータムフェストでの「牡蠣」の提供は大通8丁目会場のみ認められています。ただし「**同じ時期に提供できるブースは2ブースまで**」、「**牡蠣そのものを特産品とする市町村を優先**」とします。

また、その市町村の地元産牡蠣を販売することを厳守してください。

⑥ 牡蠣提供を希望する場合は、出店申込にあたって牡蠣の販売がある旨の申し出を必須といたします。同じ出店期間に提供可能ブース以上の希望がある場合は、会場管理者が調整いたします。

⑦ 牡蠣提供の場合は、「生食用の牡蠣」を十分に加熱して提供するものとします（生での提供は不可）。

⑧ 工場において加熱調理済の牡蠣を提供する場合は、上記⑤の制限には該当しないものとします。

■ 出店にあたっての留意事項

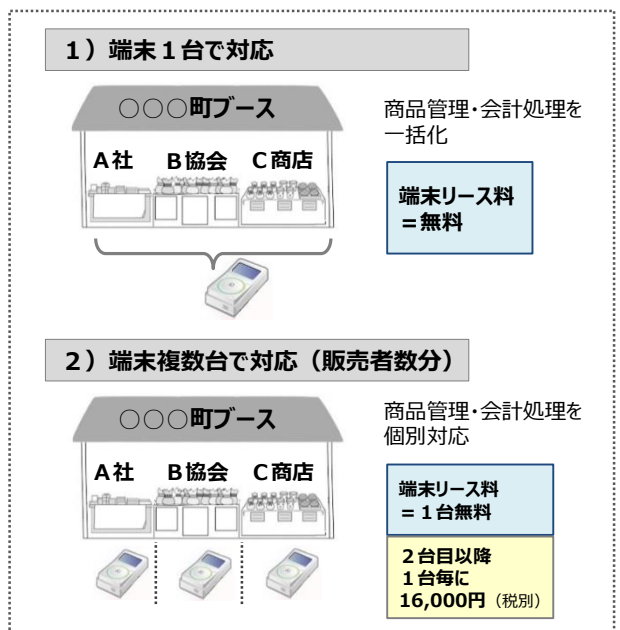
- ①保健所への申請方法が変更となりました。
 - 1) 保健所への申請は、市町村（首長名）、観光協会・商工会等の団体（団体代表者名）、販売企業名（代表者名）の、いずれでも可能です。
 - 2) ただし、1つのブース内での販売・運営が複数の団体・企業等にわたる場合は、市町村名義または団体名義（観光協会・商工会等の団体）名義、販売企業のうちのいずれかを代表企業とした代表企業名義での申請が必要となります。
- ②出店にあたっては、別途定める会場管理規定に従っていただきます。会場管理規定を遵守できない出店者及び違反が認められた出店者については、会期中であっても退去いただく場合があります。十分にご留意ください。
- ③食品衛生法の改正に伴い、各出店ブースの1申請に対して1名の食品衛生責任者の設置が必要となります。
- ④会場営業終了時間まで営業を行ってください。品切れ等により営業時間内に終了する場合は、事前に事務局までご連絡ください。

◆ アルコール飲料の販売について

会場内での飲酒を前提としない、持ち帰り商品としての販売は可能です。会場内での飲酒を前提とした、会場内での紙カップ等による「地ビール」以外のアルコール販売は禁止いたします。

■ キャッシュレス決済の義務化

- ①さっぽろオータムフェストは、全会場において「キャッシュレス決済サービス」を導入しての実施となります。このため、大通8丁目会場への出店希望者は、実行委員会が指定するブランドを必ず導入することを了承のうえでエントリーするものとします。
- ②キャッシュレス決済サービスの導入に関わる条件や内容、費用負担等の予定は下記のとおりです。
 - 1) 1台あたりの端末リース料金
 - ▼1ブースに端末1台の場合 → 事務局負担のため無料となります
 - ▼1ブースで複数の端末使用の場合 → 2台目以降の1台ごとに16,000円（税別）
 ※その他、レシートロールの実費をご負担いただく予定です。
 - 2) 電子マネー利用額に対しての決済利用料 → 3.8% + 税
 - 3) 振込手数料 → 400円（税別）
 ※現在調整中のため金額等は変更となる場合があります（上記記載は前回開催時の内容です）。
- ③1ブースにつき1台の端末設置が基本です。ただし、1自治体のブースに複数の団体・店舗等の販売者が出店し、それらの会計処理が別々の管理での出店を予定している場合は、次のいずれかの方法での対応を選択してください。
 - 1) 1ブースに出店する複数の販売者の各商品の管理・会計処理をブースで一括化したうえで、端末1台で対応する。
 - **端末リース料は無料**
 - 2) 1ブースに出店する複数の販売者の商品管理・会計処理を個別のままとし、端末も販売者数と同じ複数台数で対応する。
 - **2台目以降1台毎に16,000円（税別）のリース料が必要**



■ 出店規約への同意について

出店者専用ホームページに掲載する出店規約に同意いただいた上での申し込みとなります。

■ 出店申込の期限

出店申し込みの締め切りは、**2023年4月27日（木）**といたします。

■ 出店料のお支払い期限

お支払期日：**2023年7月28日（金）**

指定期日までに出店料金額をお支払いいただき、入金確認後、正式なお申し込みといたします。

■ アレルギー物質を含む食品の記載提出・表示について

- ①出店者は、アレルギーを含む食品を提供・販売する場合、それらを保健所申請書に記載・提出する義務を負うものとします（アレルギー物質使用申請書は別途、ご案内）。
- ②出店者は、保健所申請書に記載・提出したそれらの食品について、会場での店舗ブースにおいても、POP掲示により表示する義務を負うものとします。
- ③ブースに掲示するPOPについては、大通8丁目会場管理者において用意する指定書式のものを使用するものとします。
(指定書式については、別途、ご案内いたします)

<表示の対象となるアレルギー物質の概要>

種類	対象となる品目名	概要
特定原材料 7品目	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生	アレルギー物質の中でも、特に症例数が多い、又は重篤度の高い品目。 これが含まれている食品はその旨の 表示が義務付け られています。
特定原材料 に準ずるもの 20品目	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、 キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、 さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	過去に一定の頻度で健康被害が見られる品目。 可能な限り表示することが奨励 されています。

アレルギー物質を含む食品の表示については、大通8丁目会場で食品を取り扱う全出店者（飲食ブース、物販ブース、試飲試食を実施するブース）に、大通8丁目会場管理者で用意する統一フォームのPOP書式をお渡しします。その書式を用いて行っていただきます。

■ 提供食器等の「脱プラ素材化」について

出店者各位が、飲食を提供する際に使用する食器や、箸、スプーン、フォーク、ストロー等のカトラリー類に関しては、環境面への配慮の立場から、使い捨ての「脱プラ素材（環境配慮型容器）」等の導入を義務化いたします。

※主な環境配慮型容器

- ①バガス容器 ②再生紙製容器 など

■ イベント中止時対応／出店者都合でのキャンセル時対応

- ①新型コロナウイルス等の感染症の感染状況により、主催者の判断によりイベント中止が決定された場合、主催者の指示・指導に基づいて各種の対応にあたるものとします。会場施工前に中止決定となった場合は、入金された出店料は全額返金いたします。但し、食材仕入れ等の事前準備費用に対する補償はありませんので、ご了承ください。
- ②出店者都合での出店キャンセルの場合は、出店規約第9条の内容に沿って、会場管理者において定めるキャンセル料を支払うものとします。

<参考 出店規約>

【第9条】 出店契約締結後の解約

- 1：出店者は、出店契約締結後に出店者の都合により出店できなくなった場合、下記規定に基づくキャンセル料の支払いを了承するものとします。

<キャンセル規定>

- 1：出店契約後、出店者の都合により出店をキャンセルする場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
- 2：出店をキャンセルした場合、キャンセルの連絡をいただいた時期に応じて、下記のキャンセル料をお支払いいただきます。
- | | |
|-----------------------|----------|
| 1) イベント初日の「30日前」まで | キャンセル料なし |
| 2) イベント初日の「15日前」まで | 出店料の50% |
| 3) イベント初日の「14日前～前日」まで | 出店料の100% |
- 3：キャンセル料が発生した場合、前項の規定に基づいて出店者に直接、請求書を送付いたします。指定期日までに請求書指定の口座宛てにお支払いください。振込手数料は出店者負担とします。
- 4：出店者側都合での出店キャンセルにより、キャンセル料算定の対象となる出店料を超える損害が発生した場合は、その損害分については上記キャンセル料とは別に、損害賠償の請求を行う場合があります。

- 2：出店エントリー時に提出されるエントリーメニューを基に出店者の決定を行うため、出店決定後に、エントリーされたメニューの大幅な変更・キャンセルが生じた場合は、出店契約を取り消し、所定の違約金を請求するものとします。

■ 新型コロナウイルス感染防止対策の実施について

大通8丁目会場での新型コロナウイルス感染防止対策については、**2023年の開催前時点での新型コロナウイルス感染状況を注視し、対策が必要な状況である場合に限り実施**いたします。

■ 開催概要

さっぽろオータムフェスト大通8丁目会場 【さっぽろ大通ほっかいどう市場】

- 実施期間：2023年9月8日(金)～9月30日(土)
合計23日間 ※通期出店、期別入替出店
- 営業時間：10:00～20:30 (L.O. 20:00)
※営業開始時間に変更となる場合がございます。
- 開催場所：大通公園西8丁目



■ 出店期間：通期出店・期別出店

通期出店			
9月8日(金)～9月30日(土) 合計 23 日間			
期別出店・第1期	期別出店・第2期	期別出店・第3期	期別出店・第4期
9月 8日(金)～12日(火) 5日間	9月 15日(金)～19日(火) 5日間	9月 22日(金)～26日(火) 5日間	9月 28日(木)～30日(土) 3日間

[市町村ブース 出店スケジュール]

月 Mon	火 Tue	水 Wed	木 Thu	金 Fri	土 Sat	日 Sun
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
→ (出店者入替)						
18 敬老の日	19	20	21	22	23 秋分の日	24
→ (出店者入替)						
25	26	27	28	29	30	1
→ (出店者入替)						

→ … 通期出店期間 | → … 第1期出店期間 | → … 第2期出店期間
→ … 第3期出店期間 | → … 第4期出店期間 | ↔ … 出店者入替期間

■ 出店料金

種類	サイズ	通期	1期	2期	3期	4期
		23日間	5日間	5日間	5日間	3日間
ユニットハウス ブース	3740 ×2320	980,000円 (税別)	320,000円 (税別)	320,000円 (税別)	280,000円 (税別)	100,000円 (税別)
テントブース	3600 ×3600	700,000円 (税別)	250,000円 (税別)	250,000円 (税別)	200,000円 (税別)	65,000円 (税別)

※各ブースは20:30までの営業時間とします。

※出店期間内でのインフラ設備（電気・ガス）の変更はできません。

※インフラ設備の変更が伴わない販売者の入れ替えがある場合は入替時間調整をいたしますので、事前に事務局までご報告ください。

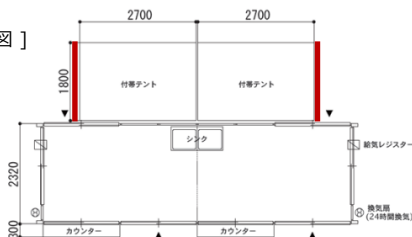
■ ブース仕様

①ユニットハウスブース (W3,740×D2,320 ※1小間あたり)

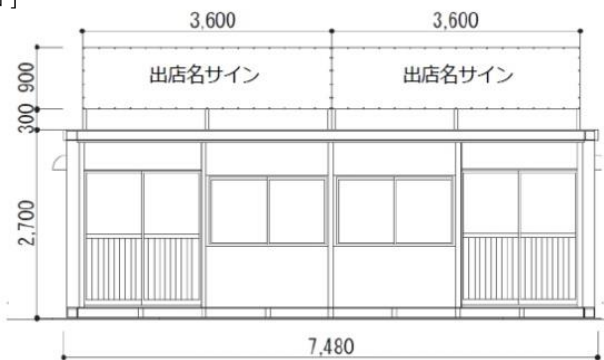
[基本設備]

● テーブル (1800×450) 3本	● 蛍光灯 2灯
● 椅子 4脚	● 2槽シンク
● 100V 2口コンセント 1箇所	● 市町村サイン

[平面図]



[正面図]



[側面図]



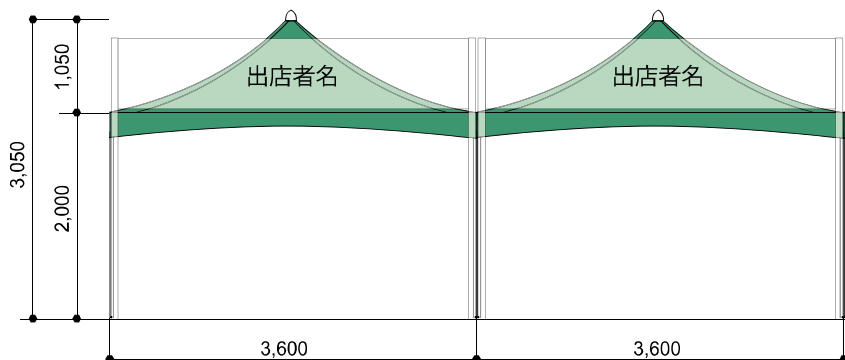
②テントブース (W3,600×D3,600 ※1小間あたり)

[基本設備]

● テーブル (1800×450) 3本
● 椅子 4脚
● 100V 2口コンセント 1箇所
● 蛍光灯 2灯
● 水タンク 1個
● バケツ 1個
● 市町村サイン

※シンクは共有シンクのみ

[正面図]

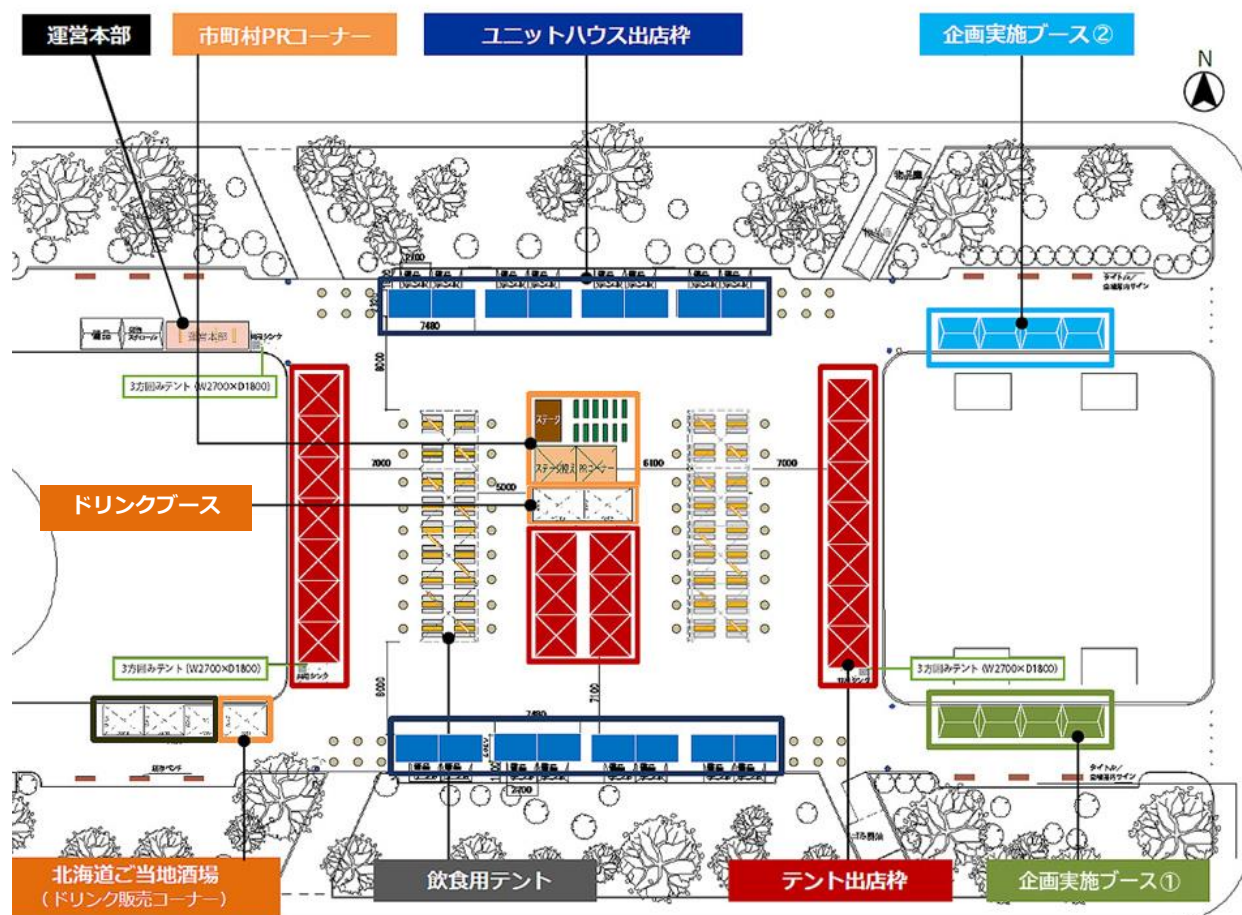


※基本設備に含まれるコンセント1箇所以上追加ご希望の場合は、別途料金がかかります。

■ 会場配置図

※会場配置は、今後、変更となる場合があります。

※出店希望自治体の応募状況に応じて、通期・別期エリアの配置場所も変更となる場合があります。



出店枠の決定について

- 各期、申し込み多数の場合は事務局にて抽選いたします。

市町村・団体（観光協会等）による複数小間の申し込みも受付いたしますが、応募多数の場合は抽選前に事務局にて調整させていただく場合がございます。

※出店場所・配置については、会場設営時の安全・衛生面での条件などを考慮し、会場管理者側で決定いたします。

※出店の決定した出店者様には、会場管理者が実施する出店者説明会（衛生管理・安全管理講習）に必ずご出席いただくこととなりますので、ご参加ください。

出店料以外に必要な経費について

① 保健所への営業許可申請書（臨時営業）費用

- 営業には、保健所への営業許可申請が必要となります。
申請単位は「1ブースごと」に**3,000円**の申請手数料が必要となります。
- 保健所への申請手続き自体は、会場管理者にてとりまとめて行いますが、申請手数料等の経費は、出店者各位のご負担とさせていただきます。
- 食品衛生法の改正に伴い、臨時営業許可に関わる業種区分の取り扱いが変更となりました。
P 4にて記載の変更内容をご確認ください。

② 電気関係

- 基本設備の「100v×1500w + 2口コンセント1箇所」を超える場合は、電気使用料のほかに、2018年より追加電気工事費がかかります。

[電気使用料]

100V	1,000円 / 1日1.5kWまで（1小間あたり）（税別）
200V	1,500円 / 1日1.5kWまで（1小間あたり）（税別）

※イベント終了後ご請求させていただきます。

○ **料金例** 1小間で100vを3kw、200vを3kwをそれぞれ3日間使用した場合

100V	1小間 × 1,000円 × 2 × 3日間	6,000円（税別）
200V	1小間 × 1,500円 × 2 × 3日間	9,000円（税別）
（※3kw÷1.5kw=2）		合計 15,000円 （税別）

[追加電気工事費]

100V	100v×1.5kw + 2口コンセント1箇所 = 15,000円（税別）
200V	200V x1kw× 1 箇所 = 12,000円（税別）

※コンセントのみの増設はできません。必ず追加電気工事が必要となります。

③ガス配管

ガス利用につきましては別途配管工事が必要になりますのでご了承ください。

●配管工事費	27,000円 (税別) ※1小間あたり一式 ※申請時より大幅な変更がある場合は追加料金がかかります。
●追加コック費	1,200円 (税別) ※追加1口につき ※基本コック数は2個
●ガス使用料	1m³単価 850円前後 (税別) ※1m ³ 単価 × 使用料で算出 ※使用されないご出店者は、配管工事費及び使用料はかかりません。 ※使用料はイベント終了後に請求いたします。

④水道

通期出店ブースの出店のみ **1日1,000円** (税別) が必要となります。

⑤冷凍・冷蔵品ストック場所 (レンタルスペース)

会場内に冷凍品・冷蔵品のストックスペースを用意します。①ブース内が手狭になる場合、②毎日の配送が困難な場合、③多量のストックが必要な場合、などにご利用いただけます。

(利用料金)

ストック設備	レンタル料金	
チェストフリーザー1800W・ 6尺タイプ (冷凍・冷蔵切り替え式) 	通期	62,000円 (税別)
	各期別	5日間 37,000円 (税別)
		3日間 35,000円 (税別)
2ドア冷蔵庫 200Lタイプ 	通期	35,000円 (税別)
	各期別	5日間 19,000円 (税別)
		3日間 18,000円 (税別)

※スペースに限りがあるため申し込みは先着順です。スペースがいっぱいになり次第、締切とします。
※冷凍・冷蔵品以外をストックするスペースやラック等はありません。

⑥生産物賠償保険/動産総合保険 (レンタル品・ユニットハウス・テント)

上記加入料は、出店料の中に含まれております。

※上記以外に「施設賠償責任保険」に加入しておりますが、保険内容につきましては、別途ご案内いたしますので、ご確認ください。